

(第一類 第四号)

第二回國會 司法委員會 議錄 第四十八号

(七三)

昭和二十三年七月二日(金曜日)

午前十一時十分開議

出席委員

委員長 井伊 誠一君

理事 齋藤 良作君 理事 石川金次郎君

理事 八並 達雄君

大村 清一君 佐藤 昌三君

花村 四郎君 松本 弘君

山口 好一君 池谷 信一君

石井 繁丸君 猪俣 浩三君

榊原 千代君 中村 俊夫君

吉田 安君 大島 參藏君

北浦幸太郎君

出席國務大臣

厚生大臣 竹田 儀一君

出席政府委員

法務調査意見長官 兼子 一君

法務行政長官 佐藤 藤佐君

厚生事務官 小島 徳雄君

委員外の出席者

専門調査員 村 教三君

専門調査員 小木 貞一君

七月一日

昭和二十三年六月以降の検事等の俸給等に関する法律案(内閣提出)(第二二五号)

昭和二十三年六月以降の検事等の報酬等に関する法律案(内閣提出)(第二二六号)

本日の会議に付した事件

少年法を改正する法律案(内閣提出)(第二二五号)

罹災都市借地借家臨時処理法第二

五條の二の災害及び同條の規定を適用する地区を定める法律案(内閣提出)(第二二〇号)

商法の一部を改正する法律案(内閣提出)(第二〇四号)

有限会社法等の一部を改正する法律案(内閣提出)(第二〇五号)

昭和二十三年六月以降の検事等の俸給等に関する法律案(内閣提出)(第二二五号)

昭和二十三年六月以降の検事等の報酬等に関する法律案(内閣提出)(第二二六号)

罹災都市借地借家臨時処理法第二

五條の二の災害及び同條の規定を適用する地区を定める法律案(内閣提出)(第二二〇号)

商法の一部を改正する法律案(内閣提出)(第二〇四号)

有限会社法等の一部を改正する法律案(内閣提出)(第二〇五号)

昭和二十三年六月以降の検事等の俸給等に関する法律案(内閣提出)(第二二五号)

昭和二十三年六月以降の検事等の報酬等に関する法律案(内閣提出)(第二二六号)

第一類第四号 司法委員会議錄 第四十八号 昭和二十三年七月二日

五條の二の災害及び同條の規定を適用する地区を定める法律案(内閣提出)(第二二〇号)

○井伊委員長 會議を開きます。罹災都市借地借家臨時処理法第二

規定を適用する地区を定める法律案

○井伊委員長 討論は終局いたしました。これより採決いたします。本案について原案に賛成の諸君の御起立をお願いします。

昭和二十二年十月十七日山口縣下関市におこつた火災

この法律は、公布の日から、これを施行する。

○佐藤(議)政府委員 ただいま上程になりました罹災都市借地借家臨時処理法第二十五條の二の災害及び同條の規定を適用する地区を定める法律案の提案理由を御説明申し上げます。

○井伊委員長 起立議員。よつて本案は原案通り可決されました。なお本案についてはの委員長報告書の作製については、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

○井伊委員長 御異議なしと認めます。よつてさうに決しました。

○佐藤(議)政府委員 ただいま上程になりました罹災都市借地借家臨時処理法第二十五條の二の災害及び同條の規定を適用する地区を定める法律案の提案理由を御説明申し上げます。

○井伊委員長 會議を開きます。罹災都市借地借家臨時処理法第二

規定を適用する地区を定める法律案

○井伊委員長 討論は終局いたしました。これより採決いたします。本案について原案に賛成の諸君の御起立をお願いします。

な理由がありましたならば伺いたいと思ひます。

○内藤説明員 御説明いたします。元來この不良少年の保護につきましては根本的な建前につきましまして、私どももいたしましては、犯罪を犯したような少年は、元來犯罪を犯しておられるのでございまして、またその取扱いにつきましては、強い力を用いる必要がある、かように考えまして、これは当然に裁判所で取扱われて差支えないもの、かように考えたのでございまして、しかしながらいまだ犯罪を犯しておらないところの不良少年、たとえばここに第三條にも出ておられますような、保護者の正当な監督に服しない性情があるとか、あるいはまた正当な理由がなく家庭に寄りやかない、こういうふうな者につきましては、この点むずかしい問題でございまして、裁判所という觀念がなかくいかめしい感じを興えます。これは裁判制度が変りまして、なおそういう氣持は速急には拂拭したいと思われのでございまして、が、そういう子供につきましては、むしろ児童福祉法によるところの温い保護、こういうことを第一義的に考えまして、まずそういう少年につきましては、とにかく児童相談所において手がけてみて、それを児童相談所で鑑別をしてみまして、この子供はやはり裁判所の強い権限をもつて直さなければだめだと思われ、こういう子供は原案の第三條第二項によりまして、知事または児童相談所から送る、こういう建前にしてあります。これが児童の保護に關する最も根本的な方針ではないかと考へる次第でございまして。

教育をすべき少年であるか、しからざる少年であるかというふうな鑑別は、裁判所よりも児童相談所の方が適當だという御論旨なんでしょうか。

○内藤説明員 さようでございまして、その一項の一号に、十四歳に満たない少年は全部児童相談所に送致するようになつておりますが、十四歳に満たない少年においても、強制教育を施す場合が多々あるかと思つております。これは十四歳に満たない児童は、全部裁判所の手にかかけないということはどういう理由からでありますか。

○内藤説明員 これは十四歳未満のものにつきましては、とにかく裁判所の力による強制ということ考へない方が適當ではないか。これをやや事例が違ひますが、たしか少年院法等におきましては少年院に入れる者はおよそ十四歳以上、こういうことになつておつたと思つております。そういう思想から出たものであると考へます。

○猪俣委員 そうすると十四歳未満のものは、全然裁判所と關係のないことになつてゐる。しからば二十四條の一項の一号を見ると、十四歳未満のものも家庭裁判所へ受理して審判を開始するやうになつておるのであるが、これは全然権限のないものを受理して審判をするというところはどうか、どういふわけか。二十四條の二項の一号は今の説

明とちよつと矛盾してゐると思つて。

○内藤説明員 この点につきましては、私もはかばかしく考へておるのでございまして。要するに一應本人を裁判所に喚んで調査をするとか、こういう場合には、やはり強い権限をもつて行

う必要があると思われまして。やはり一

應家庭裁判所の権限においてそのまでの措置はとる必要がある、かように考へられるわけにございまして。それからまた児童相談所といたしましては、この二十四條によりまして、家庭裁判所から送致をされた場合におきましては、特にその点を強く考慮いたしまして措置する。かように考へられますので、それらの点に実益があると解釈をしておる次第でございまして。

○猪俣委員 今の前段の説明はどうしても矛盾だと思つてゐる。裁判所の名前を出さなければならぬ場合があり得るならば、大体十四歳未満の者については、全然裁判所に処分せられる権限がないというところ、なくするということとは、少し思想的に矛盾すると思つて。私もはかばかしく考へておるから、やはり裁判所においても十四歳未満の者に対しては、処置する権限を附加した方がよいのではないかという意見になるのであります。それは意見の相違といふことになればそれまでで、それでいいのであります。十四歳未満の少年についても裁判所の名前を利用しなければならぬことがあり得るならば、あなたの方の主張はその点において二歩後退しておるのじやないかと思つて。そこでなほこれを必ず児童相談所あるいは知事から——三條の規定に戻りますが、その際を通じてでなければ、裁判所が事件を処理できないといふ、さういふ一元的なことにせず、やはりこれは裁判所でも扱ふことができるし、児童相談所でも扱ふことができるし、おの／＼その具体的な事実、具体的な場合において、そこに適當な判断ができるという、ゆとりのある調子がいいのじやないか。無理にこ

れを一元的にしなければならぬ必要は一つもない。殊に審判あるいは少年を専門とするところでありまして、かつて裁判所に任せられた方がいふやうに思われるのであるが、今言つたやうに、少年相談所の特異な性格から見て、その方が適當な場合もあり得ると思つておられます。これはやはり妥協的に、第三條の二項において必ずこれは少年相談所からもつてこなければ、裁判所は手をつけられないというふうなことにせず、裁判所でも事件は受理し、これを処分するが、その処分するについては児童相談所と協議の上でこれを決定するといふやうにやつたならば、児童相談所側で心配しておる点もなくなるのじやないかというふうなわれ／＼は考へます。こういうふうな両者協議の上で事を決定するといふこと、言いかえれば児童相談所は、最も慈愛の深い父母の立場に立つて少年をどうすべきかといふことを裁判所と相談する。あなたの方が引きつてやるか、われ／＼の手でやつた方がいいか、あなたの方はそういうことについて専門家であるが、この場合はどうしたものであらうというのを両者協議してやるという、慈愛の深い父母の立場が少年相談所である。この慈愛深い少年相談所が裁判所側と協議して、これをどうするかを決定するといふことが、最も適切ではないかと私は考へるのであります。さういふことにした場合に、何かそこに弊害と申しますか、不都合なことがあるでございませうか。御意見を承りたいと思ひます。

○内藤説明員 少し問題が根本的の点に廻りまして恐縮でございまして、先

ほども申しましたやうに、私どものほんとうの氣持といたしましては、要するに裁判所においては犯罪少年のみを取扱われる、そうしてその他の不良少年につきましては、児童福祉法でやるべきだ、こういうふうな根本的には考へるのでございまして。しかしながらなお犯罪少年以外の不良性のある子供につきましても、ある一つの場合においてはなお裁判所の強い権力を必要とする、かようなことのあることも考へまして、この第三條の二項を、私どもは妥協案と申しますが、讓歩案といふ語弊がありますが、実情に即するやうにもつていつた意味で、第三條の二項にはある。それからさらに第三條の一項の第二号以下を裁判所の取扱いにするといふことも、今申しました根本の方針からみまして、一つの實情に即せしめるための措置であると思つてございまして。そういう意味において、さらにただいま仰せられたやうに、もう一段これを擴張して、第三條の第二号に掲げてある少年、しかも十八歳未満の少年について、裁判所と相談所と両方に権限がある。たゞ／＼両者が打合わせることによつて事を運ぶという建前になりまして、當初から私どもが考へておりました大原則に対して、あまりにそれと建前が變つてくるやうに思われまして、たゞいま出でる法律案の原案程度が、まず實際に即したところではないかと考へる次第でございまして。

それから不都合という問題について、確かに條理から考へてみますと、それほど心配する必要はないかもしれませんが、現実の問題を考へてみますと、やはり打合せといふことは實際に

二

おいては、はたしていくばくの効果を
収め得るか、かような点に私ども若干
の疑問をもつような次第でございますが
が、これはあくまでもあまり現実とい
うものを考え過ぎた考え方もしまし
せんが、私にはそう考えられる次第で
ございます。

○猪俣委員 裁判所側のお考えを承り
たいと思うのですが、見えておりませ
んのので、佐藤さんから、今の協議し
やることに對して何か都合が悪いこと
があるか、あるいはそのことについて
反対であるかの御意見を承りましよ
うか。

○佐藤(慶)政府委員 第三條の規定に
つきましては、昨日も申しましたよう
に、家庭裁判所の審判の対象になるも
のは犯罪少年、それから犯罪性の強い
少年、つまり罪を犯すおそれのある少
年に限られておるのであります。こ
の罪を犯すおそれのある少年と申しま
すのは、第三條の一項の二号に列挙し
てあるような事由があつて、しかもな
おその生活環境に照らして、將來罪を
犯すおそれのある少年というのであり
まして、二号のイロハニに列挙してあ
る事項があれば、ただちに犯罪少年と
なるわけではないのであります。イロ
ハニというふうな事由があつて、しか
も生活環境に照らして、將來罪を犯す
おそれのある少年ということで、家庭
裁判所によつて裁判されるのでありま
すから、そういう犯罪性のある、犯罪
の傾向の強い不良少年でありますか
ら、そういう強い犯罪性のある者
は、強制力を用いたいわゆる強制教育
を施す方が、少年の保護に適當であ
るという考えのもとに、犯罪少年を家

庭裁判所の審判の対象としたので
あります。しかしながら審判の対象と
なるその犯罪少年を裁判所に連れてく
る場合に、あらかじめたいま猪俣委
員から仰せになつたように、裁判所の
職員と、たとえば保護司と兒童相談所
長と打合せて、そうして裁判所に連
れてくるというふうなことになるま
れば、実際の運用としてはかえつて兒
童の保護のために望ましいことではな
いというふうな考えを承りますので、
もしもさうな修正案が現われますと
ならば、私どももいたしましては賛成
いたしたいと思つておられます。

○花村委員 だいたいの猪俣君の質問
とちよつと牽連して、厚生省の政府委
員に伺いたいと思つますが、先ほどの
御答弁によりますと、第三條第二項
に該当する少年のうちで、強制教育を
受くべき性格をもつた青年は家庭裁判
所の審判に付し、しからざるものは兒
童福祉法によつてこれを保護されると
いうお話であつたのであります。家
庭裁判所の審判に付する強制教育とい
うものと、福祉法で扱うしからざる少
年に対する保護処分と、どういふ点が
違ひましようか。保護を加える点にど
ういふ形において異なるのであつか
その点をひとつ伺いたいと思つます。
○内閣説明員 お尋ねの点につきまし
ては、これを形式的に考へてみますと、
家庭裁判所によるものと、福祉法の保
護と、家庭裁判所によるものと、保護
は、要するに裁判所の決定に基くもの
でございますから、その身柄等につい
ても強制的な拘束力を有する。これに
反しまして、兒童福祉法によるものと
の保護におきましては、そういう概念
を含んでおられない、さういふ形式
的な差異は明らかにあると思つのでご

さいます。なおこれはきわめてデリ
ケートな問題ではございますが、感情的
の問題から申しまして、裁判所あるい
はまた少年院というふうなものは、現
在の情勢におきましては、きわめて一
般的に考へてみますならば、やはり
なおこわいところ、そこへ連れていか
れたような者はよほどのたちの悪い
者、かような気が割合と強く、また
ある意味におきましては、裁判所とい
うものは今後それだけの威厳といま
すか、力と申しますか、さういふもの
はもつべきものであるとすら、私ども
素人には考へられるのでございませ
んが、これに對しまして兒童福祉法にお
きましては、兒童委員というものは元
來民生委員が當るものでございませ
んし、兒童福祉法も、元來裁判等には全
然服したことの無い厚生関係の者がな
る、さういふ意味におきまして、全体
の意味合ひといふものが、どこまでも保
護の理念、しかも温かい保護というこ
とに一貫しておるわけでございますし
て、さういふ点に、気分の上において
も相當の差異があるのではないかと考
へる次第でございます。

○花村委員 そうしますと第三條の二
項に掲げてある「罪を犯す虞のある少
年」すなわち犯罪少年でありますか、こ
の三項の犯罪少年についても福祉法で
律しようと言われるのですか。この虞
犯少年のうちで、しかもその程度の高
いものは本法へもつてきて、しからざ
るものは福祉法で律することにしたい
というお考えですか。

○内閣説明員 そのような心持でござ
いまして、要するに家庭裁判所で取扱
うものは犯罪少年である。犯罪を犯し
ていない、いわゆる虞犯少年以下のも
のは、兒童福祉法でやるというのが本
來の建前である。ただ兒童福祉法によ
つては手におえないような虞犯少年、
すなわち特に強い力でもつてひつぱつ
たり何かしなければ措置のつかないよ
うな少年、さういふものを例外的に兒
童相談所長または知事から裁判所に
願ひする、かような建前にいたしたい
と存するのであります。どこまでもそ
ういふ根本的な氣持でございます。

○花村委員 私はただいま御説明にな
りました政府の方のお考え方は少し
考え方が違ふのであります。要するに
犯罪に關することは、すでに罪を犯し
た者に對し適當なる処置をせんければ
ならぬことは、これは當然で言ひませ
ん。至るまでに、犯罪の予防、防遏とい
うことこそ私は最も重大であると思
う。もちろん罪を犯した者に対する処
置は言ひまでもございませぬが、罪を
犯した者を処罰するといふやうな考え
方よりも、むしろ犯罪予防、防遏とい
ふ方面に、國家のすべての力を打ちこ
むといふことこそ望ましい。これは刑
事政策上の見地から申しましても、犯
罪と犯罪の予防といふことは、表裏
一体をなすものであつて、不分離の關
係に考へなければならぬとわれわれは
思ふ。しかもどちらが重要であるかと
いへば、犯罪の予防、防遏の面に對し
て國家のあらゆる力を傾倒していき、
さうして犯罪を未然に防ぎ、犯罪を起
さぬようにする、犯罪を処罰するとい
ふやうな規定は、理想的からいへば、
不必要になるまでに犯罪予防、防遏の
方面をやはり強くみなければならぬ。
従ひまして犯罪に關する、法律の諸制
度をきめてまいります場合に對して

も、ただいま私が申し上げました原則
的な考へといふものは、かえてはなら
ぬと思つております。さういふ見地
に立つて第三條を見てみます場合に
いて、第二号のイロハの條項にあては
まる性格をもつた少年であり、しかも
それが罪を犯すおそれのある少年、こ
ういふ少年に對しましては、犯罪予防
の見地から考へ、また犯罪を防遏す
る保護をやはりしていかなければなら
ぬ。保護処分をすることが必要ではな
いかと考へるのであります。むしろ
兒童福祉法といふものは、犯罪の予防
といふやうなことは考へる必要がな
い、刑事政策的見地から考へる必要
はないのではないかと考へる。むしろ
兒童福祉法の根本的な精神から言ひな
らば、むしろ犯罪の予防、防遏とい
ふやうなことは考へず、さういふ刑事
政策的の考へ方は、犯罪を扱う裁判所
の方に任せておいて、さうしてほん
とに福祉法に規定してゐるやうに、兒
童が心身ともに健やかに生れて育成さ
れていくといふ、眞に兒童の福祉を保
障するといふ方面に、全力を注がるべ
きものであつてしかるべきものであ
る。私は考へるのであります。であり
ますから兒童福祉法の見地から考へる
ならば、犯罪予防に關するやうなこと
は、全然考へてはならぬといふのでは
ないが、あまり深く考へないで、この
少年は將來犯罪を犯すおそれがある
かどうかといふやうなことは、これ
保護する上において當然考慮を拂わ
べきものではありますけれども、犯罪
予防防遏の刑事政策的の域にまではい
つて、兒童福祉法といふものが考へられ
るべきものでないことは、きわめて明

第一類第四号 司法委員会議録 第四十八号 昭和二十三年七月二日

際であるかと思ふ。そんなことを考へる必要はない。しかしながら少くとも少年の犯罪予防と云ふような見地から考へて、犯罪を犯すおそれのある少年、そういうものは、やはりこの刑事政策的の見地からして、裁判所で考慮が拂われるべきものであります。これは当然であるかと思ふ。こういう意味において、この限界をはつきり區別してよからうと思ふ。今厚生省の政府委員が言われるように、第三條の二号の「罪を犯す虞のある少年」であつても、その程度の強い者はこれを家庭裁判所の方にもつて、しからざるものは福祉法で律すべきであるという考へ方自体が、私は根本的に違ふと思ふのであります。その点は、いかがでしょうか。

○内藤説明員 犯罪を犯しました者に対する措置よりも、犯罪を未然に防止、予防、鎮圧することが必要であるといふことにつきましては、まづたくお説の通りであると考えてございませう。ただ兒童福祉法は元來そういう犯罪の予防を願ふべきものでないか、かような点につきましては、ただいま仰せられました第一條の「兒童が心身ともに健やかに生まれ、且つ、育成されるように努めなければならない」といふ問題でございませう。この中には当然にその子供が惡の道に走ることなく、正しい人間に育つていくように配慮する。かような精神が含まれ、ただ物的にその子供の榮養を改善いたしましたり、それからいろいろ環境を整したり、そういう物的な面ばかりでなく、精神的な指導をも當然この法律によつて行わなければならないものであると考へるのであります。従つて、この法律におきましても、保護

院と云ふ施設がございませう。この保護院におきましては、不良少年を直してやることをその目的としたしておられるのでございませう。そしてこの犯罪の予防、少くとも十八歳未満の少年の犯罪予防、その性格の矯正、こういうことにつきましては、むしろこの兒童福祉法の精神によつて行ひ、刑事政策的な精神によつて行ひ、むしろ万やむを得ざる場合の例外に止める。これが最も効果的ではないかと私も思つては考へられる次第でございませう。

○花村委員 そうすると本案の第三條第二号の「罪を犯す虞のある少年」といふものの中に、こういう強い性格をもつた少年、強くない少年というふうな區別は一体どういふところでいたしまさか。強い者については矯正せんければならぬと先ほどあなたはおつしやつたが、その罪を犯すおそれのある少年で、その度合いが強いとか弱いとかいふのは、一体何で識別するのですか。どういふ者を強き者と稱し、どういふ者をしからざる者と言われるのか。その區別を截然とおつしやつていただきますか。

○内藤説明員 ただいまのお尋ねにお答へしたいと思ひます。この兒童福祉法に規定されておられますところの兒童相談所といふものは、そういうことを區別いたすことがその目的でございませう。この働きを具体的に申し上げますと、たとえば一人の子供が連れてまいられましたときに、その子供の精神状態は一体どういふところにあるのか。それからその身体の發育状況はどういふところにあるのか、かような点をそれ／＼専門の職員が十分に検査をいたしましたして、ある者は精神薄弱兒と

してそこに入れる。ある者は肢体の不自由な者としてそこに入れる。あるいはまたある者は養護院、昔の言葉でいふと孤兒院に入れる。あるいは先ほど申しました保護院に入れる。かように処置するわけでございませう。その際当然にこの少年は家庭裁判所の強い力によつて矯正するのが適當であるといふことは、十分に判断がつくものである、そのような判断をすることが、まさに兒童相談所の本來の職分である、かように考へる次第でございませう。

○花村委員 私は兒童相談所のことを聴いてゐるのではない。兒童相談所はもろもろでしよう。あなたが今説明されたときに、第三條の二項にイ、ロ、ハ、ニにわけて掲げてある少年の中で、罪を犯すおそれのある少年のその度合いの高い者は、矯正教育をする必要がある。しからざる者は福祉法でいふのであるから、家庭裁判所のやつかにいふのである。いふと、いふ御説明をせられたのですが、しからばあなたの言われるその罪を犯すおそれのある少年の強い度合いというのは、一体何を言ふのか、それをお聴きしてゐるのであります。相談所でそういう仕事をやることは、むしろ福祉法を見ればわかつているので、そういうことはお聴きする必要はない。福祉法ではつきりしてゐるから、いふが、あなたの説明された罪を犯すおそれのある度合いの強い性格をもつた者と、また弱者との判別は、一体どういふ点でなるのか、これをお聴きしてゐるのであります。

○小島(徳)政府委員 私參議院の方に付てお尋ねして、途中の経過はよくわかりませんが、今の御質問にお答へする前に、大体われ／＼の氣持を告げ

心の方に御説明申し上げた方が、大体の筋がわかるかと思ひます。兒童相談所でやるべき仕事は非常に大きな問題で、たとえばいろいろの子供が参りますが、その子供をどういふふうにして処置するかについて子供を鑑別いたしました。保護院に入れるとか、あるいは養護施設に入れるとか、あるいは精神薄弱兒とか、いろいろ科学的判別を……

○花村委員 お話中ですが、繰返したことを質問していただらうに合はぬ。これを急ぐ法案だと委員長から言われているから、私の方でもがまんして簡単に質問したのであります。その質問に答へたりはまるように簡単に答へをしていただければいいのです。私の今質問申し上げたのは、先ほど猶誤委員の質問に対して、厚生省の政府委員が、第三條第二項のイ、ロ、ハ、ニにわけて掲げてある少年の中で、罪を犯すおそれのある少年はどれか。もろもろ全部イ、ロ、ハ、ニが罪を犯す少年であるといふことになつてゐるわけだが、この少年の中で比較的その度合いの高い者は、兒童相談所の手を経て家庭裁判所にまわすことがしからざるべき方法であらうと思ふ、そしてしからざる少年は、兒童福祉法で律せられるのが至当であると思ふ、こういう説明であつたように私は思ふが、それでしよう

○内藤説明員 度合いの低いと言ひますか、特に矯正力を必要とするような者、度合いの高いという意味でなくして、むしろ裁判所の力を必要とする者、かような意味に私としては申し上げたつもりであります。

○花村委員 それはさういふ意味でもよろしゅうございませう。度犯少年の

中で、特に裁判所の力を必要とする少年、こういうふうにお聴きしてもいいですね。そういう少年は家庭裁判所で、しからざる者は福祉法で律すべきだ。第三條の二項はさういふふうにお聴きして、局長さんもいいですね。

○小島(徳)政府委員 よろしゅうございませう。

○花村委員 そうすると、第三條第二項の罪を犯すおそれのある少年の中で、裁判所の力を必要とせんければならぬという少年の性格は、いかなるものであり、しからざる者はどういふものであるかという區別を一体どこでつけるか。それをお尋ねしたいのです。第二項の度犯少年の中で裁判所の力を借りなければならぬ少年と、しからざる少年とは一体どう區別されるか。

○小島(徳)政府委員 それはお医者さんの診断と同じようなことで、裁判所というものが科学的に判断いたしました。この子は、どうしても必要だといふことを決定するわけではございませう。その決定によつてしまるわけではございませう、それを具体的に申すといふことはほとんど不可能ではないかと思ふ。ごく具体的な個人々々にあつて科学的な鑑別を加えて、どうしてもこの子供は強制力を必要としたかどうかといふことが決定されるわけでは、しからばどういふ子供がさういふことになるかといふことは、抽象的には申し上げかねるわけでありませうから、お医者さんが診断すると同じように診断をして、そこで決定するわけでありませう。

○花村委員 それはまことに奇怪千萬です。そういうことをやることは兒童

の筋がわかるかと思ひます。兒童相談所でやるべき仕事は非常に大きな問題で、たとえばいろいろの子供が参りますが、その子供をどういふふうにして処置するかについて子供を鑑別いたしました。保護院に入れるとか、あるいは養護施設に入れるとか、あるいは精神薄弱兒とか、いろいろ科学的判別を……

○花村委員 お話中ですが、繰返したことを質問していただらうに合はぬ。これを急ぐ法案だと委員長から言われているから、私の方でもがまんして簡単に質問したのであります。その質問に答へたりはまるように簡単に答へをしていただければいいのです。私の今質問申し上げたのは、先ほど猶誤委員の質問に対して、厚生省の政府委員が、第三條第二項のイ、ロ、ハ、ニにわけて掲げてある少年の中で、罪を犯すおそれのある少年はどれか。もろもろ全部イ、ロ、ハ、ニが罪を犯す少年であるといふことになつてゐるわけだが、この少年の中で比較的その度合いの高い者は、兒童相談所の手を経て家庭裁判所にまわすことがしからざるべき方法であらうと思ふ、そしてしからざる少年は、兒童福祉法で律せられるのが至当であると思ふ、こういう説明であつたように私は思ふが、それでしよう

○内藤説明員 度合いの低いと言ひますか、特に矯正力を必要とするような者、度合いの高いという意味でなくして、むしろ裁判所の力を必要とする者、かような意味に私としては申し上げたつもりであります。

○花村委員 それはさういふ意味でもよろしゅうございませう。度犯少年の

相談所で当然やることで、そんなことを私は聞いていないのではない。児童相談所の権限というものはちやんと福祉法で規定してあるのだから、そういう権限を聞いていないのではない。それは今あなたが言われる裁判所の力を借りなければならぬ少年と、しからざる少年との区別がつかぬということであらう、この三條の第二項を論ずるわけにいかぬではないですか。その觀念がはつきりしておらなければ、どういふ程度の者を裁判所へもつていくか、その限界をどういふ程度で定めるかという、抽象的に定める水準がなければ、権限はないではありませんか。そうすれば第三條の権限は児童相談所へもつていくべきものでないか。そうでないで、本案をさきめるべきとき、家庭裁判所の審判に附すべき少年と児童福祉法の適用を受くべき少年とは、一体どういふ水準でどういふ見解で定めるかということがはつきりまらなければ、本案の適用と福祉法の適用はできぬことになるではありませんか。それでは抽象的にきめておいて、その範囲において、つまりその原則に当てはまるかどうかということ、児童相談所できめるのではないですか。

○小島(徳)政府委員 今の御趣旨は権限のように考えられておるようでありますが、三條の問題につきましてその点は誤解のないようにいたしたいと思ひます。昨日も御説明申し上げたのであります。犯罪少年以外の少年につきましては、児童少年法でもすべで相談所が扱うのであります。けれどもこの子供には強制力を発動しなければならぬと思ひます。強制力という点

においては現在の憲法の精神において、裁判所という形式をとらなければ強制力を発動できない。そこでその発動を求めるときに裁判所の力を借りなければならぬのでありますから、そこで裁判所に送置してその強制力を求めます。こういうことになるのであります。

○花村委員 私のお尋ねしていることがよくおわかりにならぬのではないかと思ひます。私はそういうことをお聞きしているのではない。今権限の問題ではないと言われるのだが、第三條は権限の問題ではないですか。よく法案をらんになればわかるので、次に掲げる少年はこれを家庭裁判所の審判に付すべき少年であるか、付せざる少年であるかというこの権限について、もちろんこれは権限に関する觀念も通則としてこれにはいつてゐるのではないですか。もちろん本法を適用する対象となるべき少年の性質を、これに規定してあるのですが、それはとりもなおさず家庭裁判所の審判に付する権限に関する規定になつておる。でありますから、この規定のうちで、先ほどから申し上げてゐるように、罪を犯すおそれのある少年のうちで、裁判所の力を借りなければならぬ少年と、しからざる少年とにわけられてゐる。前者は家庭裁判所の審判に付し、後者は福祉法の規定を適用して保護を受くべきものであるといわれる。それでこの二項のイ、ロ、ハ、ニのうちで、裁判所の力を借りなければならぬ少年といふのは一体どういふものをいうかといふのであります。大体その觀念をおしやつていただければいい。区別ができれば家庭裁判所の審判に付すべきか、あるい

は児童福祉法の規定を適用すべきかというところがわからぬと思ひます。

○小島(徳)政府委員 結局第三條第二号に該当する少年につきましては、相談所でいふ判断して、どうしても強制力を発動しようとするその少年が、すなわちこの審判に付すべき少年、こういうふうに御解釈を願ひます。

○花村委員 罪を犯すおそれのある少年は、いかなる性格をもつたものであるかといふことをきめるのは、児童相談所ではきまらぬと、さうお聞きしてゐるのですが、どうですか。

○小島(徳)政府委員 相談所が子供について、さういふ科学的な鑑定を加えて、この子供についてはどうしても強制力を用いなければならぬという判断をした、その児童といふものがこの第二号に該当する、さういふふうに御解釈を願ひます。

○花村委員 強制力を用いなければならぬ少年と、さういふ少年が言われるのだから、その少年はさういふものかどういふものか、さういふことはいへぬやないですか。ある少年の言われる強制力を用いる少年は、一体その本體はいかなるものか、さういふのです。

○小島(徳)政府委員 それは社会事情の言葉で言うとソシアル・マトクの判断の結果、どうしても強制力を用いるといふことの判定の下つたものが、すなわちこの少年裁判所の審判に付せられる。さういふふうに御解釈を願ひます。

○花村委員 これ以上お聞きしてもわからぬからやめておきます。もちろん児童福祉法の総則でも規定してゐるようになり、心身ともに健全に生れて、り

つばに育成されるという児童の福祉を保障する法律であるのでありますから、もちろんその少年の性格をまつつぐに、正しい方向へつばつていくよる方般の保護処置を講ぜられることは当然であつて、犯罪等の悪へ走らせぬといふ考えをもつて保護していくべきことは当然でありますけれども、しかし犯罪の予防、この子供は犯罪を犯すおそれがあるかどうか、犯すおそれがあるかどうかといふような、犯罪の予防に關することを中心として考える場合、もちろん悪の方へ走らせないようにつばつていく場合、さういふ方向にもつていくといふような保護教育をする場合ではあります。さういふ方向にもつていくことは福祉法で明らかになつてゐるのですが、しかしその子供の個性を取上げて、犯罪を犯すおそれがあるかどうか、犯罪を犯しはせぬか、犯すかどうか、さういふことを中心として考へる場合においては、これはやはり刑事政策に結びつけて、それを中心として考へられることは当然であると思ひます。さういふことでももちろん児童の福祉に關することではあります。さういふ点を強く考慮に入れて、子供の保護教育をしていく場合において、やはり家庭裁判所の審判に付せしむることが当然ではないかと思ひます。

○小島(徳)政府委員 これは社会事情の言葉で言うとソシアル・マトクの判断の結果、どうしても強制力を用いるといふことの判定の下つたものが、すなわちこの少年裁判所の審判に付せられる。さういふふうに御解釈を願ひます。

○花村委員 これ以上お聞きしてもわからぬからやめておきます。もちろん児童福祉法の総則でも規定してゐるようになり、心身ともに健全に生れて、り

すおそれのある少年は福祉法から離れて、当然家庭裁判所の方へもつていくのが適當であらうと思ひます。そのもつてくるのに児童相談所の議を経るか経ないかといふ手続上のことは、枝葉末節なことでもよい。さういふ犯罪を根本的に裁判所にまつていくのがいか悪いかといふ、まず根本理念をはつきりせんければならぬと思ひます。先ほど厚生省の政府委員の言われるように、罪を犯すおそれのある少年のうちで、その度合の高いものを裁判所の方へもつていき、しからざるものを福祉法の方へもつていくといふ、さういふ漠然たる考えでは、犯罪予防の防遏に向つて強い効果的な処置をすることのできないこと、火を見るより明らかであると思ひます。でありますから、さういふ第二

項のような少年に対しては、権限等のような觀念はやめて、ほんとうに少年の保護、育成に國家の強い力をもつていくのだといふ、公正適切な見地から考へてもらいたいと思ひますが、いかがでありますか、御所見を伺ひます。

○小島(徳)政府委員 今の問題にお答えいたします。先ほど御説明申し上げて、なお納得のいかない点もありませんから、これをちよつと詳しく御説明申し上げます。

第三條の二号はさういふふうに規定するかと問題につきましては、われわれとしてはもつと規定の方式につきましては、はつきりした方法を念願しておつたのであります。関係方面で第三條の規定の形式については、非常に熱心な点もありましたが、われわれの考へる姿勢をいたしましては、さうい

う氣持でございます。すなわち二号は次に掲げる事由があつて、その性格または環境に照らして、刑罰法令に触れる行為をなすおそれのある少年にして、児童相談所または知事において裁判所により強制力を発動する必要ありと認める少年、と書けば非常にはつきりしておつたわけでありませう。しかし表現は二項にわけました点でたいへんおわかりにくいと思ひますが、われわれの考へをいたしましては、そういう意味でありますから御了承願ひたいと思ひます。

次に今の一般少年の犯罪予防の問題についてのお話でございますが、私も御承知の通り、少年につきましても、犯罪を犯した少年につきましても、普通の犯罪者と区別いたしました。これがあるいは刑務所に入れるのではなくして、他の方法によつて保護しよう、こういうふうなことで現在の考へは進んでおる。あるいはまた本來の刑事訴訟法の改正におきましても、どこまでも人權を尊重して、こう、こういう精神がすべての精神に現れておるのであります。われわれもいたしましては、少年の指導の問題につきましては、刑罰法令に触れるものについては、ある程度やむを得ぬと思つてあります。刑罰法令に触れない少年につきましても、もつと温かい方法によつて保護したい、むしろ家庭裁判所というものが、いろいろ今度民主化されました。あるいは警察というものが民主化されました。そういうふうな大體の觀念が、刑事犯罪を取扱ふというふうな役所でやるようなことは、子供に與える影響が非常に大きい。すなわち社會通念といたしますと、裁判所というものは、まず第一に犯罪少年を取扱ふのだと、こういうふうな社會通念が起ります。警察というところは、人民の保護を扱いますが、やはり犯罪人も取扱ふというふうな考へる。従ひましてその子供の扱ひ方といたしましては、そういうふうな普通犯罪と關係ある役所が、そういう子供を取扱ふ方が、その子供にきつめて悪い影響を與へるといふことを心配しておるのであります。御承知の通り終戦以來といふものは、子供はたとへば上野の浮浪児にして、警察がこれを捕まへまして、留置場へ一時保護するといふやうなやり方でおつておるのであります。それをすべて警察の手を離れて、児童の問題のみを取扱ふ所、ほんとうに温かい氣持で子供の問題を扱つていこうとするのが、児童福祉法の精神であり、おそれなく皆さんの御意見であると拜聴いたしておるのであります。従ひましてわれわれもいたしましては、むしろ家庭裁判所も、温かい心でそういうことをやつてくれるだろつと思つておられます。家庭裁判所はまず第一に犯罪少年を取扱ふということになる。そういう所

は、まず第一に犯罪少年を取扱ふのだと、こういうふうな社會通念が起ります。警察というところは、人民の保護を扱いますが、やはり犯罪人も取扱ふというふうな考へる。従ひましてその子供の扱ひ方といたしましては、そういうふうな普通犯罪と關係ある役所が、そういう子供を取扱ふ方が、その子供にきつめて悪い影響を與へるといふことを心配しておるのであります。御承知の通り終戦以來といふものは、子供はたとへば上野の浮浪児にして、警察がこれを捕まへまして、留置場へ一時保護するといふやうなやり方でおつておるのであります。それをすべて警察の手を離れて、児童の問題のみを取扱ふ所、ほんとうに温かい氣持で子供の問題を扱つていこうとするのが、児童福祉法の精神であり、おそれなく皆さんの御意見であると拜聴いたしておるのであります。従ひましてわれわれもいたしましては、むしろ家庭裁判所も、温かい心でそういうことをやつてくれるだろつと思つておられます。家庭裁判所はまず第一に犯罪少年を取扱ふということになる。そういう所

で、そういう子供を取扱ふといふことは、ややもすればその子供について、あの子供は犯罪的なことをやつたんじゃないかと、世間でも、世間で白眼視するといふやうなことが起るのでないか、と考へる。われわれも心配をいたしましたのであります。たとへて申しますと、不良少年を取扱つておるところの少年院にいたしても、すべて少年院といふ名称を避けておるのであります。家庭学校、何々学校といつて、すべて普通の学校と同様に子供に

も思はせ、世間にも思はせる。そういう点について細心の注意を拂つて、子供は自分たちは不良の子供じゃないのだ、普通の少年であるといふように考へ、社會もそういうふうな考へる。それに扱ふのが、ほんとうの子供の心理をつかんだ児童政策じゃないかと考へておるのであります。従ひましてその家庭裁判所といふものが、普通のやうに一般児童のみを取扱ふ家庭裁判所ならば結構だと思ひますが、一般の犯罪少年をまず取扱い、併せてその犯罪に陥るやうな少年を取扱ふことになれば、やはり世間は裁判所といふもの、そういう子供を中心にして扱ふのではないかと、やうな考へをもつ、従つて子供もそういうやうな考へをもつ、従つてそれがかえつて子供に悪い影響を與へるといふやうな考へからいたしまして、われわれは児童相談所といふやうな所において、孤兒の子供もあり、いろいろの子供がありますが、すべて子供で扱ふやうにした方が、子供のためにも幸福じゃないかといふやうな精神で、児童福祉法といふものはでき上つておられます。児童相談所といふものは、たとへば子供の問題についてはこの縣内にもたくさん児童施設がありますから、その児童施設のだけれど、ほんとうに子供を取扱ふことが非常に施設のだけれど、さんが扱ふといふことをよく熟知しておられて、その子供の性格に應じて、環境に應じてやるやうにしなければ、ほんとうの児童相談所の機能は達しないのであります。ただあそこの子供は児童院に入ればよいといふやうなことは、ほんとうに

も思はせ、世間にも思はせる。そういう点について細心の注意を拂つて、子供は自分たちは不良の子供じゃないのだ、普通の少年であるといふように考へ、社會もそういうふうな考へる。それに扱ふのが、ほんとうの子供の心理をつかんだ児童政策じゃないかと考へておるのであります。従ひましてその家庭裁判所といふものが、普通のやうに一般児童のみを取扱ふ家庭裁判所ならば結構だと思ひますが、一般の犯罪少年をまず取扱い、併せてその犯罪に陥るやうな少年を取扱ふことになれば、やはり世間は裁判所といふもの、そういう子供を中心にして扱ふのではないかと、やうな考へをもつ、従つて子供もそういうやうな考へをもつ、従つてそれがかえつて子供に悪い影響を與へるといふやうな考へからいたしまして、われわれは児童相談所といふやうな所において、孤兒の子供もあり、いろいろの子供がありますが、すべて子供で扱ふやうにした方が、子供のためにも幸福じゃないかといふやうな精神で、児童福祉法といふものはでき上つておられます。児童相談所といふものは、たとへば子供の問題についてはこの縣内にもたくさん児童施設がありますから、その児童施設のだけれど、ほんとうに子供を取扱ふことが非常に施設のだけれど、さんが扱ふといふことをよく熟知しておられて、その子供の性格に應じて、環境に應じてやるやうにしなければ、ほんとうの児童相談所の機能は達しないのであります。ただあそこの子供は児童院に入ればよいといふやうなことは、ほんとうに

子供の指導はできないのであります。そういう意味から児童の將來のため、明るい政策をとることがほんとうに必要ではないかと考へておるのであります。

○花村委員 もう一点最後にお聞きしたいことは、なるほど今政府委員の言われたやうに、温かい氣持で子供に對し、そういうなるべく裁判所といつたやうなところで接することを避けたいと言はれることはごもつともでありまして、われわれもそうすべきであると考えておるのであります。しかし私どもは三十年來犯罪者を扱つておるといふ、尊い體驗に基いて考へます場合に、この三條の二号に盛られておられます、こういう少年で、しかも罪を犯すおそれがある者といふやうな少年に對しては、ただそういう温かい氣持で明るい世界へつぽつぽつといふ考へ方だけでは、とかくうまいが、ないものであるとわれわれは考へるのであります。でありますから、こういう罪を犯すおそれのある少年といふ性格にあつては、その嚴重のいかに問はず、犯罪予防の見地からいたしまして、やはりある程度まで強制的な保護教育を加へるといふことでなければ、どうしてそういう少年を保護することはできないとわれわれは考へておるのであります。政府委員は、こういう罪を犯すおそれのある少年の編護、教育等に、直接當られた経験をもつておられますか、どうか。ただ机上の考へ、机上の議論だけでは、どうして所期の目的は達し得ないと思つておられます。それを最後にどうして

子供の指導はできないのであります。そういう意味から児童の將來のため、明るい政策をとることがほんとうに必要ではないかと考へておるのであります。

○花村委員 もう一点最後にお聞きしたいことは、なるほど今政府委員の言われたやうに、温かい氣持で子供に對し、そういうなるべく裁判所といつたやうなところで接することを避けたいと言はれることはごもつともでありまして、われわれもそうすべきであると考えておるのであります。しかし私どもは三十年來犯罪者を扱つておるといふ、尊い體驗に基いて考へます場合に、この三條の二号に盛られておられます、こういう少年で、しかも罪を犯すおそれがある者といふやうな少年に對しては、ただそういう温かい氣持で明るい世界へつぽつぽつといふ考へ方だけでは、とかくうまいが、ないものであるとわれわれは考へるのであります。でありますから、こういう罪を犯すおそれのある少年といふ性格にあつては、その嚴重のいかに問はず、犯罪予防の見地からいたしまして、やはりある程度まで強制的な保護教育を加へるといふことでなければ、どうしてそういう少年を保護することはできないとわれわれは考へておるのであります。政府委員は、こういう罪を犯すおそれのある少年の編護、教育等に、直接當られた経験をもつておられますか、どうか。ただ机上の考へ、机上の議論だけでは、どうして所期の目的は達し得ないと思つておられます。それを最後にどうして

猪俣さんにあつては譲りたいたしたいと思います。

○小島(徳)政府委員 自身はこういう子供に對しては實際の経験はありませぬ。われわれとしては實際に子供を取扱つておる人からいろいろの話を聞き、そういう者の実情を聞いておるのであります。その点からわれわれは申し上げておるのであります。たとへて申せば、この二号に書いてある少年といふと、これはさつき委員からお話があつたやうに、はつきりしないのであります。自己または他人の徳性を害する行為をする性癖のある少年と言へば、人々の見方によつて非常に違つておられます。そういう子供が片端から裁判所の門を初めからくぐることになれば、私どもとしては、その子供が幸福であるか、どうかといふことについては、非常に疑念をもつのであります。だからわれわれとしては、まずそういうやうな司法の鑑別機関というものができておられます、そこで鑑別して後に初めてそういう子供を取扱ふことにした方が、その子供に對して幸福な場合が往々にしてあるのではないかと、かように子供の幸福といふことを念願しておるのであります。その点は悪しからず御了承願ひたいと思ひます。

猪俣さんにあつては譲りたいたしたいと思います。

○小島(徳)政府委員 自身はこういう子供に對しては實際の経験はありませぬ。われわれとしては實際に子供を取扱つておる人からいろいろの話を聞き、そういう者の実情を聞いておるのであります。その点からわれわれは申し上げておるのであります。たとへて申せば、この二号に書いてある少年といふと、これはさつき委員からお話があつたやうに、はつきりしないのであります。自己または他人の徳性を害する行為をする性癖のある少年と言へば、人々の見方によつて非常に違つておられます。そういう子供が片端から裁判所の門を初めからくぐることになれば、私どもとしては、その子供が幸福であるか、どうかといふことについては、非常に疑念をもつのであります。だからわれわれとしては、まずそういうやうな司法の鑑別機関というものができておられます、そこで鑑別して後に初めてそういう子供を取扱ふことにした方が、その子供に對して幸福な場合が往々にしてあるのではないかと、かように子供の幸福といふことを念願しておるのであります。その点は悪しからず御了承願ひたいと思ひます。

○猪俣委員 先ほどの問題はいろいろの真犯人少年を家庭裁判所の管轄に属すべきか、あるいは少年相談所に専屬せしむべきか、あるいは兩者協議の上で、その処分を決定すべきか、この三つの議論にわかれていたと思つたのであります。法務廳及び厚生省の政府委員からはその御意見を承つたのであります。高等裁判所の方からお見えに

なつておるようでありますから、それについての御意見を承りたいと思ひます。
○井伊委員長 その問題は懇談会に譲りまして、一應休憩することにいたします。

午後零時三十分開議
午後零時三十分休憩

(以下筆記)

○井伊委員長 休憩前に引続き開会いたします。

商法の一部を改正する法律案並びに有限会社法等の一部を改正する法律案を一括議題といたします。政府委員の説明を求めます。

商法の一部を改正する法律案

商法の一部を改正する法律案
商法(明治三十二年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。

第七十條第一項中「第一回」を「株金全額」に改める。

第七十一條第二項を削り、同條第三項中「第一回」を「株金」に改める。

第七十二條中「第一回」を「株金」に改める。

第七十五條第二項第四号を次のように改める。

四 創除

第七十七條第二項中「第一回」を「株金全額」に改める。

第八十八條第二項第五号を次のように改める。

五 創除

第二百一十條第一項中「又ハ譲受ケ」及び「又ハ株主」を削り、同條第二項中「又ハ譲受ケ」を削る。

第二百一十條第二項中「五十円」を「三十円」に改め、但書を削る。

第二百八條第二項を削る。
第二百九條第三項中「前條第一項」を「前條」に改める。

テ他ノ方法ニ依リテ之ヲ賣却スルコトヲ妨グズ
第三百八十一條第一項中「拂込株金額」を「資本」に改める。

第二百二十三條第三号を次のように改める。

第三百九十二條及び第三百九十三條を削る。

三 創除

第四百九條第二号及び第四百十條第二号中「數及拂込金額」を「及數」に改める。

第二百二十四條第三項中「従前ノ株主、株式ノ譲渡人」を削る。

第四百二十五條中「定款ニ依リテ拂込ミタル株金額」を「各株主ノ有スル株式ノ數」に改める。

第二百二十五條第二項を削る。

第四百二十六條中「定款ニ依リテ拂込ミタル株金額」を「各株主ノ有スル株式ノ數」に改める。

第二百二十七條第一項中「株金全額ノ拂込アリタル株式ニ付」を削る。

第四百二十七條中「定款ニ依リテ拂込ミタル株金額」を「各株主ノ有スル株式ノ數」に改める。

第二百九十三條中「定款ニ依リテ拂込ミタル株金額ノ割合」を「各株主ノ有スル株式ノ數」に改める。

第四百二十八條第一項中「第二百二十六條」を「第二百二十五條」に改める。

第二百九十七條第一項及び第二項中「拂込ミタル株金額」を「資本ノ總額」に改める。

第四百二十九條第一項中「第二百九十二條、第三百九十三條」を削る。

第三百一十條第二項第十号中「及拂込ミタル株金」を削る。

第四百三十條第一項中「第二百二十六條」を「第二百二十五條」に改める。

第三百四十七條 創除

第四百三十五條第一項中「第二百九十二條、第三百九十三條」を削る。

第三百五十條第四号を次のように改める。

第四百三十六條第二項第一号中「第四号」を「第五号」に改める。

四 創除

第四百六十五條第一号中「第二号乃至」の下に「第四号第六号乃至」を加える。

第三百五十七條第三号を次のように改める。

第四百九十八條第十六号を次のように改める。

三 創除

第四百九十九條中「若ハ譲受ケタル者又ハ株式ノ譲渡ヲ假装シ」を削る。

第三百六十五條第一項を削る。

附則
第一條 この法律は、公布の日から、これを施行する。

第三百七十四條第二項中「又ハ未拂込株金額ノ拂込」を削り、同條第三項中「第二百八條第二項」を「二百八條」に改める。

第二條 この附則で、新法とは、この法律による改正後の規定をいい、旧法とは、従前の規定をいふ。

第三百七十九條第一項の下に左の但書を加え、同條第二項中「第二百十四條第一項但書及」を削る。

第三條 新法施行の際、株金全額の拂込の完了していない株式に関し

但シ競賣ニ代ヘ裁判所ノ許可ヲ得

ては、新法施行後もなお旧法を適用する。新法施行前に行われた設立又は資本増加の際引受のあつた株式で、一時に全額を拂込ませないものに関しても、また同様である。

但シ競賣ニ代ヘ裁判所ノ許可ヲ得

2 前項に定めるものの外、新法施行前に生じた事項については、旧法を適用する。

律第七十四号)の一部を次のように改正する。
第二十四條第一項及び第六十一條第一項中「第二百八條第一項」を「第二百八條」に改める。

第六十七條第二項中「拂込ミタル株金額」を「資本ノ總額」に改める。

第二條 非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)の一部を次のように改める。

第二百二十六條第一項中「第二百十四條第一項但書」を削り、「及」を「第三百七十四條第二項」を「第三百七十四條第二項及」に改め、「第七十九條第一項」に改める。

第二百三十二條ノ三中「第二百十四條第一項但書」を「第三百七十九條第一項但書」に改め、「第三百七十九條第二項及」を削る。

第三百三十五條ノ四十三乃至第三百三十五條ノ四十六、」を削る。

附則
この法律は、公布の日から、これを施行する。

この法律の施行前、有限会社がある組織変更の決議をした場合においては、その組織変更については、同法の従前の規定を適用する。

有限会社法等の一部を改正する法律案
有限会社法等の一部を改正する法律案

有限会社法等の一部を改正する法律案

有限会社法等の一部を改正する法律案

有限会社法等の一部を改正する法律案

有限会社法等の一部を改正する法律案

有限会社法等の一部を改正する法律案

有限会社法等の一部を改正する法律案

有限会社法等の一部を改正する法律案

有限会社法等の一部を改正する法律案

有限会社法等の一部を改正する法律案

○藤子政府委員 ただ今議題となりま
した商法の一部を改正する法律案につ
きまして提案の理由を御説明申し上げ
ます。

現行商法は、株式会社及び株式合資
会社について、主として資金調達等の
会社経営政策上の必要と、零細株主の
便宜等に基づきまして、株金分割拂の制
度、すなわち株金はこれを分割して会
社の設立又は資本増加の際に、第一回
拂込としてその四分の一以上を拂い込
むをもつて足りるものとし、残額は会
社の成立した後、または資本増加の効
力を生じた後、必要に應じて拂い込ま
せることができるものとする制度をと
つておるのであります。ところでこの
株金分割拂制度については、経済社会
の実際に行はれていない状況をみま
すに、その便利よりもむしろ多くの弊害
が生じておるのであります。未拂込
株金の拂込義務の滞りより生ずる催
告、強制執行、失権手続等、分割拂上
り生ずる手続上の煩瑣は、まことにわ
ざらわしく、自己資本の充実は空名に
帰する場合が多く、殊に恐慌もしくは
会社破産の場合における株金の徴収
は、まづたく不能となつて、会社債権
者に多大の損害を加える実情にありま
すのみならず、増資によりまして、
拂込額を異にする二種の株式を生じた
とき、その拂込額のかんにかかわら
ず、議決権を等しくする関係上、増資
新株によつて、会社を支配するがごと
き不公平を生ずる等の弊害があり、さ
らに未拂込株式は、投機の対象となり
易く、証券取引の見地からも決して好
ましいものではないのであります。し
かのみならず、現在のインフレーション
下においては、貨幣価値の下落によ

りまして、現実にはほとんど株金分割
拂の実数はなく、また現在主要な会社
は多くその株金は全額拂込済でありま
して、分割拂の制度を廃しても、
さしたる影響はないと考えられるので
あります。よつて政府は株式分割拂の
制度を廃止し、如上の弊害を一
掃し、会社の資本計算を簡易ならし
め、会社の信用を高め、外資導入の一
助たらしめたいと考へるのであります。
以下、本改正案の重要な諸点につ
いて、簡単に御説明申し上げます。

まず第一は、ただいま申し上げまし
た通り株式分割拂制度を廃して株金一
時拂制度を採用し、これに関する第百
七十條第一項及び第百七十七條第一項
に必要な改正を加えました。なおその
他の改正により不必要となつた規定
の削除、字句の訂正等、條文の整理を
いたしました。本法律案の條文の多く
はこれに関するものであります。

第二は、従來株式の金額は一株五十
円を下ることを得ないものとしていた
のを、一株二十円を下ることができな
いことに改めました。これは株金分割
拂の制度を廃止した結果、少額投資者
の投資を困難にする虞れがありますの
で、一株の金額を少額にし、株式を民
主化する趣旨であります。第二百二條
第二項の改正規定がこれであります。

第三は、経過規定であります。まず
この法律施行の際、すでに発行せられ
ている株金額の拂込の完了していな
い株式に関するものであります。それ
ららにつきましてはこの法律施行後も
旧法を適用することとしたしました。
しかしこのような株式については、將
來長く未拂込のまま残存させること
は、この改正の趣旨に副いません。

で、この法律施行の日から二年以内に
これらの株式を株金額拂込済のもの
とするため、会社の選択によつて未償
收の株金の拂込をなされるか、ある
いは未拂込の部分について資本を減少
する等、適当な措置を講ずるものと
いたしました。もし、二年以内に会社
が右の措置を講じなかつた場合にこれ
をどう措置するかは、今後の経済情勢
の推移をよく検討し、後に申し述べま
すように、会社の資本の新しい在り方
について、根本的な研究を要しますの
で、その処置は適当な機会に、別に法
律の御制定を願うことにいたしました。
またこの法律施行前に行われた設立
または資本増加の際引受のおつた株式
で、一時に全額を拂い込まないもの
についても、右と同様な措置をとるこ
とをいたしました。二、三の必要な
経過規定を設けてあります。なお、こ
の改正により前に申し述べました従來
の株金分割拂制度の利点が失われるこ
となりますので、会社の資本構成に
ついて、経済界の実情に即した新らし
い制度が要求せらるるわけでありま
し、この点につきましては米國などに
行われておりますいわゆる授權資本制
の採用等も考慮いたす必要があるかと
存じます。政府は目下鋭意成案を得
べく研究準備中でございます。以上が
本法律案の概要であります。

次に有限会社法等の一部を改正する
法律案の提案理由を申し上げます。
今回政府におきまして株式会社及び
株式合資会社の株式について、従來認
められておりました株金分割拂の制度
を廃止し、新たに株金は全額を一度に拂
込むものとする制度を採用するため、
商法の一部を改正する法律案を立案い

たしまして、これを國會に提出し、御
審議を願うこととなりましたが、これ
に伴い、有限会社法及び非訟事件手続
法に準用又は引用せられております商
法の規定中、改正を必要とするものを
生じたので、これを整理しよう
とするのが、この法律案の目的でありま
す。なおその結果必要と考えられます
若干の経過規定も設けてございます。

何とぞ慎重御審議の上、速やかに可
決せられるようお願い申し上げます。
○井伊委員長 両案について御質疑は
ありませんか。
別に御発言もございませんようです
から、質疑及び討論を省略し、ただち
に採決に移りたいと存じますが、御異
議ありませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○井伊委員長 御異議なければ、ただ
ちに採決いたします。
まづ商法の一部を改正する法律案に
ついて採決いたします。本案について
原案に賛成の諸君の御起立を願いま
す。

〔総員起立〕
○井伊委員長 起立総員。よつて本案
は全会一致をもつて原案の通り可決せ
られました。
次に有限会社法等の一部を改正する
法律案について採決いたします。本案
について原案に賛成の諸君の御起立を
願います。

〔総員起立〕
○井伊委員長 起立総員。よつて本案
は全会一致をもつて原案の通り可決せ
られました。
次に有限会社法等の一部を改正する
法律案について採決いたします。本案
について原案に賛成の諸君の御起立を
願います。

○井伊委員長 起立総員。よつて本案
は全会一致をもつて原案の通り可決せ
られました。
次に有限会社法等の一部を改正する
法律案について採決いたします。本案
について原案に賛成の諸君の御起立を
願います。

○井伊委員長 起立総員。よつて本案
は全会一致をもつて原案の通り可決せ
られました。
次に有限会社法等の一部を改正する
法律案について採決いたします。本案
について原案に賛成の諸君の御起立を
願います。

報酬等に関する法律案、及び昭和二十
三年六月以降の検事等の俸給等に関す
る法律案を議題といたします。まず本
案について政府委員の説明を願いま
す。

昭和二十三年六月以降の判事等
の報酬等に関する法律案
昭和二十三年六月以降の判事
等の報酬等に関する法律
第一條 判事、判事補及び簡易裁判
所判事(以下判事等という。)の報
酬月額は、昭和二十三年六月一日
にさかのぼつて、裁判官の報酬等
に関する法律(昭和二十三年法律
第七十五号。以下法第七十五号と
いう。)別表に掲げる額の十三割
に相當する金額とする。

第二條 判事等の報酬その他の給與
に関しては、この法律に別段の定
めある場合を除く外、法第七十五
号の例による。

附則
第三條 この法律は、公布の日か
ら、これを施行する。
第四條 判事等が昭和二十三年六月
一日以後の分として既に支給を受
けた法第七十五号による報酬その
他の給與は、この法律による報酬
その他の給與の内拂とみなす。

昭和二十三年六月以降の検事等
の俸給等に関する法律案
昭和二十三年六月以降の検事
等の俸給等に関する法律
第一條 検事及び副検事の俸給月額
は、昭和二十三年六月一日にさか
のぼつて、検察官の俸給等に関す
る法律(昭和二十三年法律第七十
六号。以下法第七十六号という。)

別表に掲げる額の十三割に相当する金額とする。

法第七十六号第九條の俸給月額についても、前項と同様とする。

第二條 検事及び副検事の俸給その他の給與に關しては、この法律に別段の定めのある場合を除く外、法第七十六号の例による。

附則

第三條 この法律は、公布の日から、これを施行する。

第四條 検事及び副検事が昭和二十三年六月一日以後の分として既に支給を受けた法第七十六号による俸給その他の給與は、この法律による給與の内拂とみなす。

○佐藤(藤)政府委員 たい、ま議題となりました昭和二十三年六月以降の判事等の報酬等に関する法律案、及び昭和二十三年六月以降の検事等の俸給等に関する法律案の提案理由を、便宜一括して御説明申し上げます。

政府職員等の給與については、さきに、政府の提案に基づき、政府職員の俸給等に関する法律(昭和二十三年法律第十二号)及び政府職員の新給與実施に關する法律(昭和二十三年法律第四十六号)が公布施行せられ、また、裁判官及び検察官の給與については、裁判官の報酬等に関する法律(昭和二十三年法律第七十五号)及び検察官の俸給等に関する法律(昭和二十三年法律第七十六号)が制定せられておりますが、これらの法律はいずれも職員總平均の月收二千九百二十円を基準として居りますことは御承知の通りであります。しかるに最近における一般物價の高騰は、いづゆる俸給生活者の生活

をいよゝ窮迫せしめておりますので、政府は一般政府職員の給與を増額して支給することを必要と認め、この

ほど國會に昭和二十三年六月以降の政府職員等の俸給等に関する法律案を提出して御審議を仰いでおりますが、この法律案は職員總平均月收三千七百九十一円を基準としたしておりますので、裁判官及び検察官の報酬または俸給月額につきましても、一般政府職員の俸給月額と同様に、三千七百九十一円の新基準に従つてこれを定めること

としたたく、この兩法案を提出した次第であります。以下簡単に法案の内容を申し上げます。

第一條は、裁判官のうち判事、判事補及び簡易裁判所判事の報酬月額、並びに検察官のうち検事及び副検事の俸給月額を、昭和二十三年六月一日にさかのぼつて、裁判官の報酬等に関する法律または検察官の俸給等に関する法律に定める月額の十三割に相当する金額とすることを定めたものであります。この十三割は一般政府職員の俸給月額が二千九百二十円より三千七百九十一円への月收基準の切換により、平均十三割の増額となりますので、これにならつたものであり、また裁判官及び検察官のうち、認証官たる最高裁判官、最高裁判所判事、高等裁判所長官、検事総長、次長検事及び検事長の報酬または俸給については、内閣總理大臣その他の一般認証官の俸給と同様、別途に取扱ふこととしたのであります。また第二條は判事、判事補、簡易裁判所判事、検事及び副検事の給與については、この法律に別段の定めのある場合を除く外、裁判官の報酬等に關する法律、または検察官の俸給等

に關する法律の例によることを定めたものであり、附則においては、この法律の施行期日及び判事及び検事等が、昭和二十三年六月一日以後の分として支給をうけた給與に關する定めをしたものであります。

何とぞ慎重御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願いいたします。

○井伊委員 本案につきましては、別に問題の点もなく、御発言もございませんようですから、質疑及び討論を省略し、ただちに採決に移りたいと存じます。御異議ありませんか。

○井伊委員 御異議なければ、採決いたします。本案について原案に賛成の諸君の御起立を願います。

○井伊委員 起立議員。よつて本案は全会一致をもつて原案の通り可決せられました。なおこの際お諮りいたします。本日議決した五案の報告書は、委員長に御一任していただきたいと存じます。御異議ありませんか。

○井伊委員 御異議なきものと認めます。よつてその通りいたします。暫時休憩致します。

午後二時五十分休憩

午後三時三十分開議

○井伊委員 休憩前に引き続き會議を開きます。

少年法を改正する法律案を議題として審査を進めます。

○花村委員 第十八條及び第二十三條には十四歳という制限がない。十四歳が必要ではないか。

○佐藤(藤)政府委員 十四歳以下の者を必ず児童相談所にもつてくることは問題で、少年院法ではおむね十四歳以下のものとある。また現実も十四歳以下で審判所に入つてゐる。かりに十四歳以下のものについて福祉の措置を講ずるとしても、第二十四條二号のハによつて児童福祉施設に送ることができ、保護処分の中に十四歳を入れる必要はない。第二十四條第一号は不要と思う。また児童相談所は決定機関であり、同じ決定機関たる家庭裁判所が、児童相談所に送致することを保護処分の内容とするにはおかし

と思ふ。

○石井委員 第三條第二項には、十八歳以下とある。十四歳以下でも、府縣知事または児童相談所長から、家庭裁判所に送致することがあり得る。しかるに第二十四條第一項第一号によれば、家庭裁判所は、十四歳に満たない少年については、これを児童相談所に送致することとなつてゐるが、これはどうか。

○佐藤(藤)政府委員 犯罪少年は十四歳に満たないものでも児童相談所の門をくぐらず、裁判所が受理する。家庭裁判所は証人喚問や強制的捜査の便があり、それで調べるだけ調べて、決定は相談所をやつてもらうという考へ方がグランドにある。

○鍛冶委員 児童相談所の目的は矯正か、教育か。

○内藤(誠)説明員 児童福祉法第十五條に規定がある。目的は鑑別と相談にある。鑑別の結果、事情によつて児童福祉司や児童委員の御察に付されるか、または教護院に入れる。單なる鑑別のみでなく、矯正保護を合んでい

○鍛冶委員 十四歳未満のものはいく調べた上、適當な措置をするという前提があるか。不良性がきまつていても、なお鑑別をする必要があるか。

○内藤(誠)説明員 少くとも満十八歳までは児童福祉法による保護の対象となる。そのうち犯罪を犯したものは裁判所も権限をもつから相談所の鑑別はない。虞犯少年の場合は相談所で行

○鍛冶委員 スリの仲間に入つていてスリをしない者も鑑別するか。

○内藤(誠)説明員 一應鑑別をして、仲間に入つていたために矯正を必要とするときは、裁判にかける。その他適當な施設に送る。

○石井委員 十四歳未満のものでも、質の悪いものがあり、甘くして逃亡するような時があると思ふ。適當な処理ができるか。

○内藤(誠)説明員 十四歳未満のものについては保護処分としては強制的な方法をとるべきではない。福祉法の愛の措置によるべきである。

○石井委員 厚生省のその意見に対して法務廳の意見はどうか。

○内藤(文)説明員 少年審判所はなぜ活動せねばならぬかという点、浮浪児といふものみだりに逮捕拘束できぬ。審判によらねば身柄を拘束することはできぬ。少年院に入つてゐる十四歳未満のもの統計を見ますと、昭和二十一年には六十七名のものが、昭和二十二年には六百五十八名に上り、さらに二十三年には千二百五十五名に上つており、数字からみても十四歳以下の少年を、強力な処分には付さねばならぬと思ふ。東京の多摩少年院には、約三十三名の

十四歳以下のものがあるということである。これを考へると強制教育を施さねば、彼ら自身のためにもよくないし、また他にも害毒を及ぼすと思う。

○花村委員 虞犯少年を福祉法で扱う保護処分は、どういふ施設があり、どう運用されているか、実績を伺いたい。

○内藤(誠)説明員 相談所で受付けるのと相談所長から都道府県知事に送付し、一般の場合は教護院に收容する。教護院は各縣に一ヶ所、全國で約五十二ヶ所あり、三千名を收容する。半年から二、三年收容し、退院した後もそれぞれ十分指導する。なお教護院に送らぬものも児童福祉司や児童委員に世話をする。誓約書や訓戒の措置もとりうる。

○花村委員 教護院の機構は如何。

○内藤(誠)説明員 國立、都道府縣立私立とある。國立は埼玉縣にあつて、武蔵野学園で百名收容する。ここには特に悪質のものを入れている。大部分は都道府縣のもの、私立としては北海道と神奈川にある。都道府縣の教護院の職員は、待遇官吏の身分をもつ。

○花村委員 保護処分の方針は如何。

○内藤(誠)説明員 四十六條に基づいて近々できる予定だが、現在家族舎があり、十名から十五名分属し、職員夫婦が泊りこみでいる。午前中は学課、午後は農業その他職業教育、体位の向上に努めている。

○榊原委員 本法第一條の目的に關連し、少年法の立つ思想的根拠を伺いたい。

外廓として発達して来たところに差がある。わが國の従来の傳統にアメリカのよい点をとり入れ、理想的なものをつくらうと考へて立案したものであります。アメリカで家庭裁判所の根本的な考へ方は子供または子供を保護する親に適當でないものがあるとき、強制力で措置せねばならぬとき、家庭裁判所の権限が發動するといふのであります。従つて本来から言つて犯罪少年のみならず、非行のあつた少年、放任された少年に對し、また親に對して家庭裁判所が関與するのが理想と思つて、児童福祉法があるので、犯罪少年とこれと紙一重の虞犯少年に對して手当を加ふる裁判所たらしめようとして、いふ。裁判所が判断するときの基準は、犯罪行為ではなく、犯罪性が強い、弱いかにあるかのみによるのであります。虞犯少年でも犯罪少年より強くせねばならぬこともある。その鑑別は二十年の歴史をもつ少年裁判所によつて適切になされ得ると思つて。

○山崎道子君 國民の母の立場からお尋ねしてみたい。前國會で児童福祉法ができたのですが、これは画期的な法律として世界中より絶讃を受けて居ります。それにもかかわらず同じ性格をもつかかる法が議論の中心になることは、遺憾であると思つて。法務廳、厚生省の間に打合せがございましたか。あらゆる權威が集まつている児童福祉委員會と了解があつたのですか。それとも法務廳が一方的になされたのですか。

○佐藤(藤)政府委員 児童福祉法のねらいの児童福祉と、少年法のねらいとする犯罪少年、虞犯少年の保護とは同じであります。児童福祉法は大部分不良でない少年を對象とし、虞犯少年は犯罪少年とあまり変りがない、犯罪性が外に現れているか、内にひそんでいるか、その差のみであり、かかるものについては少年法の保護がされるものと考えています。

○山崎道子君 打合せがあつたかどうかそのことをお伺いしたい。

○佐藤(藤)政府委員 山崎さんの精神に對しては満腔の賛意を表するものがあります。少年について一方児童相談、他方家庭裁判、それら保護の途を開いているが、結局の目標は同じであります。弱い力で導くか、強い力で導くかの二つであります。すべて愛で導けるならそれに越したことはないが、たとえば上野の少年を、やわらかい手でやろうとして何度やり込みましたこととせう。犯罪性の強いものはとうていやわらかい手ではできません。逃げないやう、拘禁施設をするとか、規律の生活を強いるとか、職業指導をするとか、強制的にやらねば善導できない少年が、相当数存在するといふ事實は見逃がせない。この強制力を加ふることは、人権に重要な關係があるので、家庭裁判所が働くのであります。また新憲法、新構想下の家庭裁判所は、愛の精神をもつてやわらかに、和やかに審判しようとするものである。普通の刑事事件を取扱うと同一の裁判所と考へられては迷惑であります。

ある。兒童相談所です。一度なでみてからとされたい。
○榊原委員 現実の問題は余裕がない。不良少年はどん／＼増加している。不良化を全力をあげて防ぐため、相共に手を携えて進むべきであると思ひます。

○竹田國務大臣 同感です。
○花村委員 子供の性行、思想、過去の経歴、將來に対する傾向、すべてこれを知らぬもの親にしかずと思ふ。その親が家庭裁判所に厄介になるのが最善と考へるとき、それをしも断るのほどでせうか。

○竹田國務大臣 傾聴すべき御意見だと思ひます。
○井伊委員長 ちよつと懇談に移りませう。
〔午後四時二十五分懇談会に入る〕
〔懇談会後は開会に至らなかつた〕

〔参照〕

罹災都市借地借家臨時処理法
第二十五條の二の災害及び同條の規定を適用する地区を定める法律案(内閣提出)に関する報告書

一、議案の要旨
昭和二十二年十月十七日山口縣下関市長府町に發生した火災について、その被害状況及びその後の復興状況を調査したところ、右災害につき、罹災都市借地借家臨時処理法を適用することが、同市の復興に役立つことが判明した。これが本案を提出した理由である。
二、議案の可決理由
罹災都市借地借家臨時処理法は

「空襲その他今次の戦争に因る災害」のみに適用されていたのを、第一回開会において本委員会が適用範囲を拡張したものであり、その改正の趣旨から見て、これを下関市長府町の火災に適用することは適當と認められる。よつて原案の通り可決した次第である。
昭和二十三年七月二日
司法委員長 井伊 誠一
衆議院議長松岡駒吉殿

商法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書
一、議案の要旨
現行商法は株金分割拂込の制度を採用している。即ち株金はこれを分割して会社の設立又は資本増加の際に、第一回拂込としてその四分の一以上を拂込込むことをもつて足りるとし、残額はこれを会社の設立した後、又は資本増加の効力を生じた後、必要に應じて拂込ませることにしている。ところがこの株金分割拂込の制度は、その実情をみると、利便よりもむしろ弊害が多いのである。例へば未拂込株金の拂込遲滞に對し催告したり、あるいはこれに對する強制執行、その失権手續など、手續上の煩雜はすこぶるわづらわしいのである。これに加えて、現在のインフレーションの下においては、十二四五十錢の拂込金は、物の數ではなく、現在会社の多くは全額拂込済である。結局株金分割拂込制度を廢しても経済界にさしたる影響はないと思はれる。以上が原

案提出の理由である。
この法律案の内容をみると第一は株金分割拂込制度を廢して株金一時拂込制度を採用したことにある。第七十條及び第七十七條の規定の改正並びに削除等である。第二は株式金額を一株二十円を下ることを得ないことに改めている。その理由は五十円を二十円としたため小額投資者の便利をはかるためである。第二百二條の改正がこれである。第三は経過規定である。現在の未拂込株金の処置をいかにするか。これがために二年間を区切つて、その間に会社をしてその選択により未徴收の株金を拂い込ましめたり、あるいは未拂込の資本額を減少する等、任意の措置を講ぜしめることにしたのである。しかもなお二年内に未拂込株金の存する場合に、別に法律を制定して処置することにしたのである。又この法律の施行前設立又は資本増加の際引受のあつた株式で一時に全額を拂い込ませないものについても右と同様の措置をとることとした。以上が原案の目的及び内容である。
二、議案の可決理由
現在の通貨價值下落に伴い株式金額の四分の一たる十二四五十錢がいかなる經濟的價值をもつようになつたかは多く言ひ必要がない。この改正は商法の金融面における最小限度の必要改正であつて、妥當と認められる。この法案も株金分割規定を削除し、必要な経過規定を設けただけのものである。本委員会はこの改正を妥當と

認め、原案の通り可決すべきものと議決した次第である。
昭和二十三年七月二日
司法委員長 井伊 誠一
衆議院議長松岡駒吉殿

有限会社法等の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書
一、議案の要旨
現行有限会社法及び非訟事件手續法には、商法に定める株金分割拂に関する規定を準用又は引用している。しかるに商法の一部を改正する法律案が提出され、株式会社及び株式合資会社の株式について從來認められていた株金分割拂の制度を廢止し、新たに株金は全額を一度に拂い込ましめることにしたのである。従つて有限会社法及び非訟事件手續法における規定を整理する必要がある。これがこの法律案の提出理由である。
二、議案の可決理由
商法の一部改正を是認し、その成立をみる以上は有限会社法その他の法律における引用又は準用條文の整理は當然のものである。よつて本委員会は原案の通り可決すべきものと議決した次第である。
右報告書。
昭和二十三年七月二日
司法委員長 井伊 誠一
衆議院議長松岡駒吉殿

裁判官の給與については、先に裁判官の報酬等に関する法律が制定せられておるが、これは職員總平均の月收二千九百二十円を基準としてゐる。しかるにこの程一般政府職員は給與を増額する必要がある。昭和二十三年六月以降の政府職員は俸給等に関する法律案を提出したが、これは月收三千七百九十二円を基準としてゐる。されば行政官の場合と同様に裁判官の報酬月額についても、三千七百九十二円の新基準によつてこれを定める必要がある。これが本法律案提出の要旨である。
二、議案の可決理由
本案により裁判官の報酬増加率は十三割となる。この十三割は月收二千九百二十円から三千七百九十二円へ切替する額に相當する。物價と報酬との關係、行政官と司法官との關係から考へて、その間に均衡を失ふことが大切である。よつて本委員会は政府原案を可決すべきものと議決した次第である。
右報告書。
昭和二十三年七月二日
司法委員長 井伊 誠一
衆議院議長松岡駒吉殿

一、議案の要旨
昭和二十三年六月以降の判事等の報酬等に関する法律案(内閣提出)に関する報告書
一、議案の要旨
檢察官の俸給については、先に檢察官の俸給等に関する法律が制定されているが、これは職員總平均の月收二千九百二十円を基準と

一、議案の要旨
昭和二十三年六月以降の判事等の報酬等に関する法律案(内閣提出)に関する報告書
一、議案の要旨
檢察官の俸給については、先に檢察官の俸給等に関する法律が制定されているが、これは職員總平均の月收二千九百二十円を基準と

している。しかるにこの程一般政府職員の給与を増額する必要を認め、昭和二十三年六月以降の政府職員の俸給等に関する法律案を提出し、この基準を月収三千七百九十一円とした。されば行政官の場合と同様に檢察官の俸給月額についても三千七百九十一円の新基準によつてこれを定める必要がある。これが本法案提出の要旨である。

二、議案の可決理由

本案により檢察官の俸給の増加率は十三割となる。この十三割は月収二千九百二十円から三千七百九十一円へ切替する額に相当する。物價と俸給との関係、行政官と准司法官との関係から考えて、その間に均衡を失しないことが大切である。よつて本委員会は政府原案を可決すべきものと議決した次第である。

昭和二十三年七月二日

司法委員長 井伊 誠一

衆議院議長松岡駒吉殿